

令和7年度 職員の給与の男女の差異情報公開

特定事業主名：久御山町長、久御山町議会議長、久御山町教育委員会教育長、久御山町農業委員会会長
久御山町消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87. 8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89. 3%
全職員	64. 9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	— %
課長相当職	99. 8%
課長補佐相当職	103. 3%
係長相当職	84. 1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	95. 9%
26～30年	90. 7%
21～25年	88. 5%
16～20年	90. 9%
11～15年	85. 8%
6～10年	91. 1%
1～5年	90. 1%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・管理職(部長級～課長補佐級)に占める女性の割合は31.7%となっており、女性が役職に就く割合が男性よりも低くなっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く扶養手当の総額に占める男性の割合は約75.5%、住居手当の総額に占める男性の割合は約68.4%となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・週あたり勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2として換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。